

労働保険料第3期分の納付について

労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限は、1月31日（水）となっています。

事業主の皆様へは、1月22日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

御不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室（TEL 089-935-5202）